

## 心のケア人材確保の流れ(案)

1	事業委託団体・県庁	関係機関の支援者登録に係る希望や情報を把握
2	事業委託団体・県庁	活動内容、活動場所について関係機関(市役所・保健所・医療機関など)と調整
3	事業委託団体	「活動情報提供票」作成
4	事業委託団体	「活動情報提供票」をネットワーク事務局(厚労省精神・障害保健課)へ登録
5	ネットワーク	求められている職種に応じて該当職種団体へ「活動情報提供票」を提供
6	構成団体	団体構成員に情報提供、募集
7	応募者	希望者が団体窓口に応募を申し出
8	構成団体	登録票をネットワーク事務局に送付
9	ネットワーク	被災県(委託先)に登録票を情報提供 ※応募者の希望条件が複数の県(地域)にまたがり該当する場合、調整し、派遣先被災県を決定
10	事業委託団体	活動場所(配置先)を仮決定、ネットワークへ連絡
11	ネットワーク	応募者のあった構成団体窓口へ配置先の仮決定を連絡。
12	構成団体	応募者に打診し、応募者が承諾すれば決定
13	事業委託団体	応募者に直接連絡し、履歴書等の提出を依頼。 具体的な雇用条件(給与体系・福利厚生・住居等)について説明 活動内容の説明(場合により、県本庁、精神保健福祉センター、心のケアセンターから)
14	事業委託団体	雇用契約手続き及び転居に伴う手続き等、具体的な準備(委託先・応募者)
15	事業委託団体・応募者	雇用契約→雇用開始
16	応募者	転居→活動開始

### 問い合わせ先(事業委託団体)

岩手県	岩手医科大学〇〇 担当者〇〇 △△ TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
宮城県	宮城県精神保健福祉協会 担当者〇〇 △△ TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
福島県	福島県精神保健福祉協会 担当者〇〇 □□ TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

# 人材確保に係るフロー図

被災3県、支援先(自治体等)、心のケア人材確保ネットワーク(支援団体)、厚生労働省が密に連携しながら、心のケア支援に向けた体制づくりを行う

